

玉名市(熊本県)

(2005年10月3日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月3日	合併の方式：新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：73,051人(高齢化率 ⁽²⁾ 22.6%)	面積 ⁽³⁾ ：152.53k㎡	
議員数 ⁽⁴⁾ ：26人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：636人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：27,113,123千円		
うち、地方税5,700,004千円、地方交付税8,033,341千円		
合併特例債発行予定額7,008～26,735百万円／同限度額26,735百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業19.6%、第二次産業30.3%、第三次産業50.1%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：ただし、合併後最初の設置選挙に限り30人。(5)：予算要求書。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧玉名市	45,648人	22.2%	91.29k㎡	24人	373人	0.50	93.0%
旧岱明町	14,609人	22.0%	22.81k㎡	16人	126人	0.31	89.0%
旧横島町	5,774人	26.0%	16.95k㎡	12人	56人	0.24	83.7%
旧天水町	7,020人	24.2%	21.48k㎡	14人	77人	0.24	93.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化、⑤財政状況>
社会の進展や日常生活圏の拡大により、広域的な視点からの高品質の行政サービスの提供や維持が必要になってきた。市町合併は、この問題に対応する有効な手段であった。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑥新事務所の位置>
<最も重視したことの具体的な内容> 合併協議会設立前における合併方式や新市の名称などの基本的な事項についての合併関係市町長の合意(合併協議に費やせる時間が乏しかったため)
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動> 市町合併に関する住民説明会(合併の必要性を説く)や合併推進派議員による住民への説得など。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
今回の合併の合併関係市町村を含む合併協議は以前に行ったことがある。 (今回の1市3町の合併協議の直前には、1市8町で協議を行っていた。)	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、 ④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2004年11月。玉名地域1市3町合併準備会（関係市町長及び議長により、合併協議に係る申し合わせ事項を確認）	
(5) 任意の合併協議会（設置しなかった）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004年11月20日～2005年10月2日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各1名、住民各2名、都道府県職員（熊本県玉名地域振興局長） 計17名
運営上の工夫	約1年間での協議を可能にするため、基本項目などの主要な協議事項については、「申し合わせ」により大筋の合意を得てから協議会を設置した。その他の事項については、協議会を設置する以前に設置していた玉名地域1市8町合併協議会（以下「1市8町合併協」）の協議内容を原則踏襲した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞	
短期間（約1年間）での協議を可能にするため、主要な協議事項（基本項目など）については、「申し合わせ」により大筋での合意をしてから協議会を設置した。	
＜協議開始および決定の時期＞	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年11月 05年1月 04年11月 04年11月 04年11月
合意：	04年11月 05年1月 04年11月 04年11月 04年11月
＜決定に至るまでに最も難航した項目と解決策＞	
	<input type="checkbox"/> ②期日
本市の合併期日は10月3日であるが（「申し合わせ」も同期日を目標としている）、10月1日としたい旨の意見が出たため。	
＜基本項目①「合併の方式」の決定理由＞	
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 編入
編入合併の合併方式を採用する明確な理由がなかったため。	
＜基本項目②「合併の期日」の決定理由＞	
	<input type="checkbox"/> 2005年10月3日合併
玉名地域1市3町合併協議会が協議結果の一部を踏襲した1市8町合併協において、新市の電子計算処理システムは、合併期日2005年10月3日を目標に導入スケジュールを組立て、作業を進めていたから。	

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募有・無

決定手続：「申し合わせ」により大筋で合意し、協議会で決定。

選定理由：「申し合わせ」により合意済。新市の名称変更に伴う経費を最小限に抑制できる。

(玉名市が人口・事業所ともに最多。) 1市8町合併協での公募結果が最多。

1市8町合併協での協議会委員の投票で最多。

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点>

既存施設・新規建設

協定項目「新事務所の位置」の協定内容は、「新市の事務所の位置は、玉名市とし、当分の間、玉名市役所 163 番地（現玉名市役所）とする。」とした。なお、庁舎を新たに建設する際は、新市域における交通の事情や他の官公庁との位置関係などの住民の利便性を公正に考慮して、旧玉名市内に建設することを内諾した。

(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

新市の支所または出張所とした。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正負ともになし。

(8) 新市建設計画

計画の期間： 11ヶ年

理由 合併特例債の充当が可能な合併特例事業の実施期間(10年と6ヶ月間)に合わせため。

<策定に当たっての工夫>

玉名地域1市3町合併協議会で策定すべき新市建設計画に住民の意向を反映するための準備期間が取れなかったことから、本協議会を設置する以前に設置していた1市8町合併協におけるワークショップや住民アンケート結果の内容から1市3町分を抜粋し活用した。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。強いて上げれば、特別職の報酬、新市の組織及び機構について。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

合併特例法第5条に定められている新市建設計画に掲載すべき4項目に加え、熊本県が新市において推進又は支援する事業を文章形式で盛り込んだ。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>

合併関係市町の企画担当職員が、新市建設計画の作成に積極的に携わることにより、各市町の振興計画や総合計画を反映させ、整合性を図ることに努めた。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	28,897	28,548	24,019	22,836
地方税	5,745(19.9)	6,033(21.1)	5,980(24.9)	6,040(26.4)
地方交付税	9,207(31.9)	9,851(34.5)	8,663(36.1)	8,523(37.3)
歳出合計	27,383	28,548	24,019	22,836
人件費	5,558(20.3)	5,183(18.2)	4,267(17.8)	3,888(17.0)
(参考:一般職員数)	(632人)			
公債費	3,187(11.6)	3,116(10.9)	3,431(14.3)	3,850(16.9)
普通建設事業費	5,828(21.3)	5,755(20.2)	3,892(16.2)	2,596(11.4)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
行っていない。合併関係市町では、2市町で都市計画区域を指定していたが、地理的な条件などにより、一体の都市としての整備には困難がある。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全 10 号。配布方法：合併関係市町全戸配布） ・ 住民説明会の開催（延べ 12 回開催、延べ約 1,500 人参加） ・ HP の開設（2004 年 11 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数不明） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施しなかった。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：熊本県合併協議会補助金（100 万円） 熊本県市町村合併特別交付金（7 億円；2005 年度中に全額交付予定） 人的支援：合併協議会に県職員 1 名を協議会事務局次長としての派遣 合併協議会の各会議への参加（協議会・市長会・幹事会・部会・分科会） そ の 他：市町合併関連情報の提供 合併関連の諸問題や事務技術に係る助言	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	614,896 千円
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ作成・管理更新業務委託；590,100 円 ・ 新玉名市ホームページデザイン更新委託料；1,564,500 円 ・ 水道事業認可申請（コンサルタント業務）委託；1,470,000 円 ・ 例規統合支援（例規立案・策定）委託；610,000 円 ・ 合併告知懸垂幕・横断幕作成委託；126,000 円 ・ 市章デザイン精緻化委託；724,500 円 ・ 玉名市役所開庁式典業務委託；283,500 円 ・ 合併に伴う什器等運送業務委託；955,500 円 ・ 合併に伴う水道料金システム移設作業委託；73,500 円 ・ 合併に伴う大型複写機移動及び設置業務委託；200,000 円 ・ 新市の電算システム構築事業関連業務委託；608,298,705 円

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	特例を適応することにより歳出が膨らめば、合併の主たる目的の一つである行政財政改革の趣旨に反することになり、合併関係市町の住民の理解が得られないと判断したため。

(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006年7月31日まで特例措置を適用)・無
その理由	<p>農業委員会の空白期間を避けるために合併特例法を適用した方が適当と判断し、新市に1つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者のうち30人は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、2006年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することとした。</p> <p>なお、在任期間については、選挙時期が農閑期となること、また、任期満了日が周知しやすい日となること等を考慮した。</p>
(3) 三役	
旧玉名市	市長、助役、収入役は退職。
旧岱明町	町長、助役、収入役は退職。
旧横島町	町長、助役、収入役は退職。
旧天水町	町長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<p><定数の削減>合併時の職員数697名(定数720名)を2016年度、516名を目標に削減する。</p> <p><新規採用の抑制>2005年度は退職者の2分の1を採用し、その後10年間は退職者の3分の1を採用することで職員を削減する。</p>
給与の調整	<給料表の統一>国家公務員の俸給表「行政職(一)表」及び「行政職(二)表」を準用した9級制の給与表とした。
役職の調整	新市に必要な役職毎に、総職員数を基に按分するなどして算出した合併関係市町の割当て人数により調整した。なお、各役職における最低年齢の制限も設けた。
(5) 組織・機構の整備方法(同規模人口の自治体を参考に再編成した。)	
同規模人口の自治体を参考に組織・機構の案を合併協議会事務局で作成し、それを協議会の総務分科会、総務部会、幹事会及び市長会で段階的に審議し決定した。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
いずれの市町も支所・出張所はなかった。	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	地方自治法202条4第1項の趣旨に則り、地方自治法に基づく地域自治区を合併期日に設置したので特例区制度は活用しなかった。
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法	
特になし。	
(9) 上下水道使用料(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)	
上水道料金	水道料金について、水道使用料、メーター器使用料及び料金の算定等、水道料金に関することについては、現行のおり新市に引き継ぎ、合併後5年をめどに統一する。
下水道料金	使用料については、現状のおり新市に引継ぎ、新市において早急に全体計画の見直しを行い、適正な金額を定め統一する。

(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	合併前に別途調整する必要性が高いとの判断から、生活環境関係事業、保育事業、漁港関係事業、建設関係事業 (道路、公営住宅等)、公営企業関係事業 (上水道、下水道等) 及び財産使用料を別途協議し調整した。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：合併する日の属する年度の翌年度より統一を図るものとする。ただし、急激な負担増となるときは、2007年度まで不均一課税を行うものとする。)		
賦課徴収方法	旧玉名市 4方式 旧岱明町 4方式 旧横島町 4方式 旧天水町 4方式	賦課形態は、2005年10月3日から保険税方式に統一。賦課方式は、2006年4月1日、2007年4月1日又は2008年4月1日から3方式とする。
所得割	旧玉名市 7.90% 旧岱明町 8.00% 旧横島町 6.90% 旧天水町 8.60%	未定
資産割	旧玉名市 36.00% 旧岱明町 50.00% 旧横島町 48.00% 旧天水町 41.00%	未定
均等割	旧玉名市 27,000円 旧岱明町 26,500円 旧横島町 29,000円 旧天水町 28,000円	未定
平等割	旧玉名市 26,200円 旧岱明町 29,000円 旧横島町 38,000円 旧天水町 35,000円	未定
(12) 介護保険事業 (調整方針：適正な保険料を算定し、2006年度から統一を図る。)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧玉名市 4,180円 旧岱明町 3,860円 旧横島町 3,600円 旧天水町 2,800円	新市としての適正な保険料を算定する。
(13) 電算システムの取扱い (新規システムを構築した)		
整備方法	法定協議会に電算部会及び業務別の34分科会を設置し、新規システム (基幹業務・戸籍総合・福祉総合・畜犬管理・公共工事) を構築した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	市の名称が「玉名市」となることから、旧3町名の「岱明町」「横島町」「天水町」の文字を住所表記上残すため、例えば、岱明町の例では、字の名称を「大字〇〇」から「岱明町〇〇」とした。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果： 8,670 百万円/ 10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定 (2006 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定 (2006 年度)
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>保健師、看護師、建築士及び学芸員などの関与が必要な業務への専門職の配置が可能となった。また、住民にとって図書館、博物館、スポーツ施設及び温泉施設など使用又は低料金での利用ができる施設の範囲が拡大した。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>合併特例債の活用などより、合併関係市町が合併前から計画していた事業などの早期着手及び早期実現（竣工）への期待が高まった。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>職員削減、組織の統廃合及び補助金等の見直しなどの行財政改革の飛躍的な進展の可能性が新市の発足（合併）を機に大いに高まった。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>旧合併関係市町の全てに総合支所を置き、住民生活に密着した行政サービスについては、その維持及び向上を図るため、引き続き可能な限り提供できるようにした。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>旧合併関係市町の全てに地方自治法による地域自治区を置き、市の施策に対して住民の意向を反映させる機能を整えるとともに、公聴及び広報業務の充実を図った。</p>	
<p><⑦先行的な政策や条例等を新市に引き継げるとは限らない></p> <p>旧合併関係市町における先行的な政策や条例等については、その施行に伴うニーズ、財源、効果及び代替性など多面的な検討を重ね決定した効用の程度によって存続又は廃止（暫定施行を含む。）した。</p>	
(5) 残された課題	
<p>今回の合併が小規模な枠組みでの合併にとどまったため、住民に特に身近な病院、火葬及びゴミ等の行政事務が一部事務組合による事務として残り、その対策が今後の課題となった。</p>	